産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法の一部を改正する告示等の公布

The Knights

産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法（昭和 48 年 2 月環境庁告示第 13 号）の一部を改正する告示等が公布され、令和元年 12 月 1 日から適用されます。

また、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第六条第一項第三号イ（6）に掲げる安定型産業廃棄物として環境大臣が指定する産業廃棄物」（平成 18 年 7 月環境省告示第 105 号）の別表、ほう素又はその化合物に係る検定方法について、見直しが行われました。

改正内容

1. 検定方法告示について
   1) JIS 改正に伴う所要の規定の整理（JIS K 0102（2008⇒2016）、JIS K 0125（1995⇒2016））。
   2) 検液作成の振とう前後について、出来るだけ速やかに次の操作に移行する。
   3) 各項目の検定方法
      - アルキル水銀化合物（抽出溶媒をベンゼンからトルエンに変更）。
      - カドミウム、鉛、銅、亜鉛、ニッケル並びにそれらの化合物（キレート剤で処理した試料について検定方法の除外）。
      - 六価クロム化合物（妨害物質を含む試料について、試薬の添加順を変える方法を追加　他）。
      - ひ素又はその化合物（予備還元の際、十分な量の KI 溶液及びアスコルビン酸溶液を添加）。
      - 有機塩素化合物（検定方法の除外。検液作成について、従来の方法を元に修正を加えた方法を別表第 6 として追加）。
      - 弗化物（検定方法の除外。FIA 法を用いる場合、留出液を硫酸でなく塩酸で中和）。
      - フェノール（検定方法の除外）。
   4) 試薬、器具、装置の各規格について、それぞれ最新の JIS 規格を用いる。

2. 指定安定型産業廃棄物告示について
   1) 別表中ほう素又はその化合物は、水質環境基準付表 8 に掲げる方法を別表第三欄から除き、JIS K 0102 47.4 に定める方法を追加。

当社では、産業廃棄物の分析にも取り組んでおります。上記の検定方法変更についても対応予定ですので、お気軽にお問い合わせください。

資料　2019 年 10 月 7 日付　環境省報道発表資料

土壌環境箇所　坂田旭子

The Knights of Environmental Science
内藤環境管理株式会社
〒336 -0015 さいたま市南区大字太田窪 2051 番地 2
TEL.0120-01-2590　FAX.048-886-2817
URL：www.knights.co.jp

製品中 PFOA 分析について、
大幅に低濃度まで測定できるようになりました
PFOA 分析に用いる測定装置 LC-MS/MS の新機種導入により、報告下限値が 5ppm から 10ppb（試料による分析阻害のない場合）へ大幅に低濃度まで測定できるようになりました。（分析方法:CEN/TS 15968:2010 準拠）
お問合せはこちら